

# イギリス会社法発展史論

武市春男

## まえがき

およそ、商法は、その特性の一つとして慣習起源的性質を帯びている。したがって、その歴史的背景を考慮に入れなければ理解できないであろう。わけても、商法の主要な一分野である会社法は、歴史的発展の考察を欠くと、最も理解し難く、研究の完璧を期することは不能でさえ有り得る。よって、本稿において、会社法の発展史を、——たとえ粗略ながらも——辿ることは、会社法研究上、本質的に必要な作業であると信ずる<sup>1)</sup>。

この意味において、わたくしは、世界各国の会社法中、代表的地位を占めるイギリス会社法の発展の歴史を探究することにした。

イギリス会社法の発展の歴史を展開するにあたり、なにを目当てに時代の区分をするか、学者によってまちまちであり、一定していない。しかし、その代表的なものを求めると<sup>2)</sup>、

1. 泡沫法 (Bubble Act) が可決された1720年以前の時代
2. 1720年から1825年、泡沫法が廃止されるまでの時代
3. 1825年から現代に及ぶ時代

の三期に分けているが、中世におけるイギリスの商人間においては、その企業を経営するにあたって、早くから二人以上数人あるいは多数の人びとが資本と労力とを結合させた企業形態を形成して、これに種々の名称を付したものが次々に現われ、やがて、それが会社という呼称をもって取引社会に君臨するに

至る歴史の過程を経るけれども、この時代のいわゆる会社は、仲間組合のようなものであって<sup>3)</sup>、未だ法人格を付与されず、また、社員責任についても有限責任の原則は樹立されない、会社法成立の苦悶時代ともいふべき時代であった。しかしながら、長い間風雪に堪えた甲斐があり、やがて、会社としての条件を漸次完備した現代的意義の会社法成立を見るに至るのであるが、わたくしは、この一大エポック (epoch) を境目として、その前後の二期に分け、前期を会社法成立の模索時代とし、後期を会社法成立以後の発展時代として、会社法発展史を綴ろうと思う。

注

1) Gower, *The Principles of Modern Company Law*, 3rd ed., p. 22.

2) 会社法史が叙述されている text book を 2, 3 挙げると、前記の Gower のものを初めとして、Palmer's *Company Law*, Pennington's *Company Law* などがあり、このうち、Gower のそれが、とくに詳しく、かつ優れており、Pennington も同書においてこれを推称している [Pennington's p. 5, foot-note(i)]。この時代区分は Gower のものを掲げたのである。

3) company という語には、元来、一同 (party)、一団の人びと、仲間、連れ、社交会、交際、客などの意味があり、はじめは企業を営む仲間といった意義から発展したものと思われる。

## §1 会社法成立の模索時代

### 1. 商業団体 (commercial association) の初期の形態

中世のイギリスには、既に各種の団体が思い思いの形態をとって現われていた。たとえば、僧侶団体 (chapters)、修道院 (monasteries)、自治都市 (boroughs) および商人のギルド (gild of merchants) などは、これである。しかも、早くから団体として法律の上から認められたものがあつたが、それは、キリスト教会と公共団体とに限られ、商業団体は法律上認められるには至らなかつた。法律上認められた方式は、国王の特許 (charter) によって法人格を与えられたか、あるいは時効 (prescription) によって特許を得たものとされ、法人格を得ていた。

法人格を未だ取得することができなかったギルドは、英知に富み、商才に長けたイギリス商人の中世的共同団体であつて、その組織は、近代的会社のそれと類似点が全く見られず、むしろ、商業保護団体 (trade protection association)

とほぼ一致しており、近代的フリーメーソン (freemason) のうちにその名残りとどめて儀礼的にして、かつ、相互扶助の共同精神を保有していた。しかし、その後、これらのギルドの多くのものが国王から特許を得るに至ったのはなぜか。それは、ギルドの仲間たちのために、特殊商品の専売権や支店設置の特権を得る唯一の効果的方法であったからであって、ギルドが特許を得るための運動は、執拗にして、かつ、熾烈を極めたことは推測に難くはないであろう。

ギルドの規則に従って営なむ個人的の取引に関するものは別として、数人が相寄り相集まって行なう共同計算 (joint account) による取引は、組合 (partnership) を通じて営まれた。そして、この組合には、中世の商慣習法 (law merchant) によれば、二つの型があって、その一つは “commenda” (委託) である。これは組合とも貸借ともつかず、一金融業者が一定の金額を、企業による利潤の分け前を請求できる条件で、企業家に前渡しするのである。金融業者の地位は、匿名組員 (sleeping partner) の地位に近似するが、しかし、前渡しした資本の額以上の責任をもたないのである。大陸法では、この commenda は、“société en commandite” (合資会社) にまで発展したのであるが、イギリスにおいては、おそらく簿記 (book-keeping) の技術が大陸諸国よりも立ち遅れていたために長続きがしなかったのであろう。もし、この commenda がイギリス法で一般的の認識を得た制度になっていたならば、イギリス会社法の歴史は、今日のそれとは非常に距りのあるものとなっていたであろう。もっとも、イギリスにおいても後になってこの制度を採り入れたのである。すなわち、1907年、フランスの合資会社制度を導入して有限責任組合法 (Limited Partnership Act, 1907) を立法したが<sup>1)</sup>、この法律は会社法のいわゆる私会社 (private company)<sup>2)</sup>の制度に押されてついに発展しなかったのである。

組合のいま一つの型は “societas” であった。つまり、これは現在の組合にまで発展した団体のさらに恒久的な形態であって、組員は他の組員の相互に代理人であると同時に、組合の負債に対しては自己の私的財産の及ぶ限りの責任と義務とを負うべきものとされた。この組合という関係事項に対しては、

第18世紀および第19世紀の二世紀を通じて、僅かに衡平法裁判所 (court of equity)<sup>3)</sup> によってのみ認識されたのに過ぎなかったが、組合における代理および責任無限という二つの重要な要素は、当時すでに一般の認識を深めていたことは事実であった<sup>4)</sup>。

注

- 1) 有限責任組合法 (Limited Partnership Act, 1907) は、フランスの合資会社 (société en commandite) を継受したものである。これは、1人もしくはそれ以上の無限責任社員 (general partner) に加えて1人もしくはそれ以上の有限責任社員 (limited partner) とをもって組織される。
- 2) 私会社 (private company) とは、社員が2人以上50人以下に限られ、有限責任の公募会社 (public company) に対する会社である。この私会社が有限責任組合法が立法された同じ年に制定され、多くの利点と免税との特典が与えられたので、人びとは多くこの会社を選び有限責任組合を組織することを嫌ったのである (Palmer's, op. cit., p. 42, Gower's, op. cit., p. 73)。
- 3) 衡平法裁判所 (court of equity) とは、普通法 (common law) の法理と手続とによって裁判する普通法裁判所 (common law court) とは違って、衡平法 (equity) の原理と手続とによって裁判する裁判所である。両者は後に合併した。
- 4) Gower, op. cit., p. 24.

## 2. 冒険的貿易業者

「会社」 (company) という名称が一般的に使用された、イギリスにおける団体組織の最初の型は、冒険的貿易業者たち (merchant adventurers) が採用した組織団体であった。このような型の団体は、すでに第14世紀頃から、国王の特許状 (charter) を得て、すくなくとも特権を保有して海外に雄飛し、商業活動を営み利益を獲得していたが、それが一般的となり、その活発な行動が世上より一層注目されるようになったのは、第16世紀に及び、イギリス帝国の国是として外国貿易の振興および植民地の拡大政策を採ってからである。しかして、この団体の名称である会社の最初採用された型は、名称は会社であっても、実際には海外領域にギルド制度の原理を拡張したもので、「制規会社」 (regulated company) と呼ばれ、国内ギルドの儀礼的にして、かつ、フリーメーソンの要素を多分に含んだ団体であった<sup>1)</sup>。

この制規会社の各社員は、会社の規約に従って自己自らの資本を所有し、ま

た、自らの計算の下において企業を経営して取引を行なった。そして、会社の法人格は、各社員の企業上の責任が会社および各社員の責任と完全に独立しているのです、さほど重要性を帯びてはいなかった。にも拘らず、会社の社員のために商業界における独占権を獲得する必要と、また、会社自身の活動分野における政治的権力を得る必要から国王の特許状を取得しようとする努力を払うことに狂奔することが流行した<sup>2)</sup>。

このようにして、最初、法人形態は、国王と商人間に重んぜられたのであるが、それは団体の構成員とは別個独立の人工的人格 (artificial person) たる法人格を創造したことによるというよりか、むしろ、政治的権力と商業上の特権とを与えられた団体を創造したことに起因するといえよう。また、それは、商事法というよりは、むしろ、公法的見地から、あるいは、団体を構成する人びとの利益というよりか、むしろ、商業組織および国家の外交政策という点で、重要視された訳である。

制規会社の社員が、最初、自己の資本をもって独自の計算において企業を営んでいたのが、後になって、共同計算 (joint account) をもって共同の資本 (joint stock) によって企業を経営するようになった。この形態を採ったものには、かの有名な東印度会社 (The East India Company) がある。そして、この新しい型の会社は共同資本会社 (Joint Stock Company)<sup>3)</sup> と呼ばれ、今日においては陳腐の名称となってしまったが、嘗ては普通の形態の商人団体と区別するために採用された新奇の名称として歓迎されたものである。

共同資本会社は、成員のすべての者が出資したその資本を結合させて一つのものとして、それが単一人として企業を営むことであって、このような共同資本 (joint stock) が、会社 (company) という外枠と癒合して一体と成るところに共同資本会社という形態が生まれるのである。

なお、このように、制規会社から共同出資会社への移行をみる以外に、共同出資会社の発展過程は、partnership からの移行である。前述したように<sup>4)</sup>、中世の partnership の形態には、commenda と societas との二つの形態があったが、イギリスにおいては commenda は榮えず、societas のみが残る、

これによる企業が長期による存続をして、膨脹する産業にかかわる場合には、新たな社員獲得の必要を生じ、時の経過とともに *societas* からやがて *company* と呼ばれる形態へと成長発展を遂げた。イギリスの最初の共同出資会社として知られている1552年のロシア会社 (*The Russia Company*) は制規会社から、また、同年に発足したアフリカ会社 (*The Africa Company*) は *partnership* から、夫々共同出資会社へ発展したものである<sup>5)</sup>。

注

1) Gower, op. cit., p. 24.

2) Ditto, ibid.

3) “Joint Stock Company” については、これを多く「株式会社」あるいは「合本会社」などと訳しているが、現代的意義における株式会社とは異なるので、敢えてこのように訳しておいた。

4) §1.1 商業団体の項参照、なお、“*commenda*” および “*societas*” については、Holdworth, *A History of English law*, vol. VIII, pp. 195 seq.

5) 大隅健一郎、株式会社変遷論 28—29ページ。

### 3. 法人格なき会社の出現と国内会社の成長

東印度会社の設立に引き続いて、植民を目的とする多数の拓植会社が各地に相次いで設立された。これらのうちにも消長があって一様ではなかったが、第17世紀を通じて共同資本会社の利用は、次第に他の産業部門にも波及して発展した。しかし、それらの共同資本会社は、国王の特許によって設立された、いわゆる法人格がある会社 (*incorporated company*) ばかりではなく、このような特許状を求めることなしに設立された、いわゆる法人格 (特許状) のない会社 (*unincorporated company*) が少なくなかった。この法人格のない会社の設立の傾向は、1630年代に現われ、*Civil War* の時代および名誉革命前後の時代において、さらに、この種の法人格のない会社が激増した。この激増の傾向は、国王の特許状を得ることが困難であったことと、すでにこの時代に強力な独占的会社が時代錯誤であるとして注目されて、会社の政治的権力は全く国家それ自身の機能であり、会社の独占権は貿易の自由に対する不当な拘束であるということが一般に認識されるに至ったことによる<sup>1)</sup>。

かくて、1688年イギリス革命以後、国王の特権であった、法人の設立にあた

って特許状を授与する権限を限定されたのみならず、どのような独占的、かつ、特別的権力が制定法 (statute law) によって付与されるべきであるかが暗黙のうち想定されたので、特許状による外国貿易会社は漸次衰退していった、その代わりに国内商事会社は無限の成長をもたらした。この国内商事会社のあるものは、たとえば、英蘭銀行 (The Bank of England) のように、制定法に先立って国王の特許状に依り設立された強力な法人もあったが、その設立の目的は、政治的権力を振り回すためのものではなく、今日の法人 (public corporation) の目的と大同小異であった<sup>2)</sup>。

注

1) Gower, op. cit., pp. 26—28.

2) Ditto, ibid.

#### 4. 南海泡沫事件

第18世紀の初頭、10年間とその次の10年間を特徴づけるものは、かの有名な南海泡沫 (The South Sea Bubble) 事件にまで発展した、正気を逸した熱狂的な会社起業熱であった。さきに述べたように、特許によって法人格を得て、社員が有限責任である会社を設立する方法が、全然なかった訳ではないが、それは、事実上、不可能に等しい至難のことであった。けだし、特許を受けるためには莫大な費用と長い時間とを費したのみならず、たとえ、費用と時間とをかけたとしても、果して特許が得られるかどうかは、担当の官吏たちが設立されようとする当該企業に対して好感をもつかどうかにかかっており、もし、彼等に厚意がなければ、折角の努力も水泡に帰してしまふ惧れがあった。そのみならず、会社の行政官庁である通商産業省は、カンタベリー大僧正 (Archbishop of Canterbury) の管轄下に属していたから、一般の商人が特許会社 (chartered company) を敬遠するのは、当然のことであった<sup>1)</sup>。また、特別法によっても法人格を有する会社を設立することが理論的には不可能ではなかったけれども<sup>3)</sup>、これとて多額の費用と労力とを要し、現実的には実現不可能のわざというべきであった。事情かくの如き状態であったので、イギリス商人は、経済上

の需要を充すため、共同出資による人格のない社団を創設して企業を営なむことを考案したわけである。このような社団においては、各会社の責任こそ無限であったが、企業から生ずる危険は、各社員の持分に応じてこれを分散し、最少限度にとどめるような工夫をした。そして、大資本を要するためには、少額宛を引き受ける多数の社員を糾合して、資本の収集を容易ならしめた。しかしながら、法律は、不幸にも、このような法人格のない社団を認めず、しかも、これに対する取扱方が頗る不明確であったのである。これは、当時のイギリス法には人格を擬制する概念が未だ存在しなかったためである。詳言すれば、当時、イギリスには自然人 (natural person) の概念は存在したけれども、ローマ法ではきわめて初歩的の考え方とされている人々の組織的な集団に人格を付与するという、思考がなかった<sup>3)</sup>。

裁判官が好むと好まざるとに拘らず、第17世紀におけるイギリス商人が案出した、この法人格のない会社は、経済上の必要に迫られて愈々発展し、その数は増加するばかりであった。さらに、この種の会社の建設ブームに、一層の拍車をかけたのは、前記の南海会社 (The South Sea Company) の設立である。

南海会社は、1711年5月3日、議会においてその設立が採択され、同年9月8日に法人設立認可の特許状が下付されたのである。当時、イギリスには900万ポンド以上の国債が発行されていたが、これらの国債債権者に対して同会社の株式を賦与し、南海、すなわち、南アメリカの東西両海岸における貿易・鉱山・漁業など、あらゆる事業の独占権を与えたものが、いわゆる南海会社である。その資本金を1,000万ポンドとし、国債債権者はその債権額に比例して同会社の株式を与えられるものとされた。この資本金は、英蘭銀行、東印度会社および他の特許会社の資本金より可成り多額であったが、国債を株式に転換するために用いる財政的処理を行なったものであるから、営業のために使用すべき流動資産は乏しく、会社の営業費は国庫から受け取る年6分の利息で賄われた。ところで、会社は、最初企業的に若干の成功を収め得たので、これに気を好くして、1719年には、再び国債を株式に転換する前回の原理を拡張しようと企て、英蘭銀行と競争の末、ついに勝利を得て、政府および立法府の承認す



るところとなった。これが、たまたま高まりつつあった国民の投機熱をいやがうえにも煽り、会社の提案を受諾すると、立法府がこれに関する法案の審議中にも拘らず、南海会社の株価は躍進に躍進を続け、1720年の5月から6月下旬にかけて最高潮に達し、株価は最高値を示した。しかも、時を同じうして起ったフランスの投機熱が、ミシシッピ会社 (The Mississippi Company) という一つの会社を中心として捲き起ったのと違って、イギリスでは南海会社とともに、国内産業の各部門における多数の泡沫会社の設立を促した。そして、驚異的の設立計画は、1719年の9月から1720年の6月にかけて最も多く行なわれ、その数約190に及び、資本の額は従来設立されている会社の総資本の額を超えた程であった<sup>4)</sup>。このようにして、設立される会社の多くは特許状を取得することなく、捺印証書 (deed) によって共同資本会社として、しかも、その多くが法人格のない会社であった。にも拘らず、これらの泡沫会社の悉くが株式募集に成功していることは、全く驚くのほかなく、当時、前途の見透しの有無にかかわりなく、新規の事業に目を奪われた一般公衆は、ただ投機熱に浮かれ、騙され易く、乗ぜられ勝ちになっていて、さほどでもない新企業に対して相当多額の株式を引き受け、払込を完了したのである<sup>5)</sup>。このような全事態は、いわゆる泡沫 (a bubble) といわれ、イギリス会社法の発展史を繙く際には、必ず触れなければならない事件である<sup>6)</sup>。

注

- 1) それでも、なお、特許という極印 (hallmark) を望む企業家は、倒産寸前の特許会社から簡単で、しかも安価に特許を譲り受ける方法を考え、これを実行した。たとえば、ある保険会社は Mines Royal and Mineral Battery Works の特許を得た。また、アイルランドにおいて土地を担保にして金貸業を企画した会社と銀行業を営なむ partnership は、剣製造を営なむ Sword Blade Company という全く営業種目の異なる会社の特許状を取得して、順次に営業を変えていった例もある (Gower, op. cit., p. 28)。
- 2) 特別議会制定法 (Special Act of Parliament) によって設立する。しかし、これがむずかしいのである。
- 3) この法人概念は、ローマ法から継受したものであって、当時、イギリスにおいても法人概念が全然ない訳ではなく、単独法人 (corporation sole) を認めていた。ただ、裁判官がこのような商人の団体に法人格を認めることを欲しなかったためであるということである (H. Goitein, Company Law, p. 30)。

- 4) A. B. Levy, *Private Corporations*, pp. 38—39.
- 5) Ditto, *ibid.*
- 6) 大隅健一郎, 前掲書34—35ページ。

## 5. 泡沫法の出現

以上述べたような泡沫会社が、雨後の筍のように続出し、史上空前絶後の株式投機時代を惹起して、経済界を混乱に陥れ、社会に甚だしく害毒を流した事件を国家がそのまま見逃すことはあり得ない。すなわち、議会は、この危険な状態に対して警戒を怠らず、事態を重視した結果、1720年、いわゆる泡沫法（Bubble Act, 1720<6 Geo. I. C. 18>）の制定をしたのである。しかし、この泡沫法は、産業の発展を促進し、かつ、投資家を保護するために共同資本会社をして適当な基礎の上に置こうとしたのではなく、といて、同法がどのような役割を演じたかは、正確にいえば明瞭ではない<sup>1)</sup>。

同法の主要な規定である第18条は、下院の決議（resolution of the House of Commons）を繰り返して、イギリス国王に忠誠を誓う国民の共通の不平・不利および不便を招来する如きすべての企業は、違法のみならず無効であるといっている。その他の条項についても同巧異曲であって、同法には広い意味を含有する文言が用いられているため、この法は殆んどすべての共同企業の経営を禁止する観すらあって、当時の健全企業に対してさえ、いかに不安を与えたかは、かの有名な1811年の *Rex v. Webb and Cethers* [1811] 14 East 406 事件が、明らかにこれを物語っている<sup>2)3)</sup>。

この事件について、エレンボロー卿（Lord Ellenborough）は、大要次のように判示した。「泡沫法が目的としているのは、公衆の利益になるという口実を設け、危険かつ有害な目論見を立て、不注意な人々に投資をすすめる株式を引き受けさせることを禁止するにある。しかるに、*Birmingham Flour & Bread Co.* の事業は、株式の譲渡をするために、その引受人を募集したのでもなく、また、この株式を商業上の投機もしくは冒険に利用するために、募集をしたのでもない。しかも、社員たちは、社団として行動することを敢えてしなかった。

もっとも、社員たちが、一つの名称を使用したと推定されると主張されたけれども、これは事実と反するものであった（すなわち、この点は陪審員によってそうでないと答申されたのである）。また、社員たちは、総会や委員会を設け、定款（by-laws）を作成する権限を有したことが指摘された。しかし、これらの事実は、法人として明白な証拠（indicia）および特徴（characteristics）であろうか、法人格のない保険会社や、その他数人の人々による職業（descriptions）が、一つの名称を用い、総会や委員会を設け、定款を有している例は、頗る多いのではあるまいか、一体、これらのすべての社団は全部違法のものであるのか、また、これらの特徴のうちそのいずれが法人であることを認めるに足りる的確かつ特殊な標準（criterion）であるというのか。」と。このような判示のもとに、被告たちを無罪としたのである<sup>4)</sup>。

注

1) Gower, op. cit., p. 29.

2) Goitein, op. cit., pp. 32—33.

3) Rex v. Webb and Cethers [1811] 14 East 406事件とは、Birminghamの住民の約2500名が、共同組合の捺印証書を交わし、資本金2万ポンドを拠出して、この出資を持分に分け、それぞれの持分の額を最小限度1ポンドと定め、委員を選出して業務の執行をなさしめることとして、Birmingham Flour & Bread Co. を設立した。その定款によると、各組合員は20以上の持分を保有することを得ず、また、各組合員は1ポンドの持分について毎週1シリングの粉またはパンを当該会社から買い入れる義務を負っていた。そして、各組合員は、この定款に従うことを欲しない者に持分の譲渡を禁じており、組合総会は多数決により決することを定め、総組合員を拘束する定款（by-laws）を作成する権限を有することを定めていた。しかるところ、当該会社の組合員たる Webb およびその他若干の者が、泡沫法に規定がある、いわゆる公の秩序（public nuisance）に反するものとして、刑事訴追を受けるに及んだのである。しかし、陪審員は、この会社が Birmingham に定期的に粉とパンとを供給するという賞讃すべき動機によって設立されたものであって、Birmingham のパン屋と粉屋とに若干の不利益を与えるかも知れないが、一般市民ことに会社の組合員にとって利益を与えるものであるとの答申をしたため、被告たちは幸いにも無罪の判決を得たというのが、この事件のあらましである（Goitein, op. cit., pp. 32—33）。

4) Goitein, ibid.

## 6. 泡沫法の廃止

前項において述べたように、もし、この Birmingham Flour & Bread Co.

の如き企業を営む会社の株主が、泡沫法に触れて起訴を受け、有罪と判決されたならば、それが悪い先例となって、当時、すでに活動していた保険会社の社員も亦同様の運命におかれ、イギリスの保険業界に大打撃を与えることになって、国民経済上に不利益を齎すことは明々白々である。

このような次第であるから、悪法ともいふべき不評判の泡沫法は、その当然の運命をたどって、1825年に廃止された。南海泡沫事件に懲りて制定された、この泡沫法は、角を矯めて牛を殺すにも等しい結果を生じたため廃止されたのであるが、共同事業に対するイギリス法上の疑問と不明確とは一掃されたかといえ、さにあらずして、依然として残り、種々の問題を生じたのである<sup>1)</sup>。

注

1) Goitein, op. cit., p. 33.

## §2 会社法成立以後、現代に及ぶ時代

### 1. 近代的会社法発生の胎動

近代的会社法の歴史は、泡沫法が廃止された、1825年から始まる。

共同事業に対する不安は、泡沫法が廃止されて収まったものの、その制定のときにおける以上、朝野に、共同企業に対する建設的法規整の必要をより一層痛感せしめたが、この点に関する方策は、依然として不十分であって、皆無に等しい状態であった。法規整がこのような状態であっても、時代と共に進む現実的需要に迫られた当時の商人は、拱手傍観、坐して嘆息してはいなかった。すなわち、彼等は、共同企業に対する法人格の獲得と、共同企業を構成する成員の有限責任制度の確立とに対して、あらゆる努力を惜みなく続けて怠ることがなかった。また、当時の判例法は、未だなお、共同企業の経営者と別個独立の存在である企業それ自体というもの、すなわち、法人格というものを認めなかった。共同企業に対する法の取扱は、現実とその構成員が単に共同して企業を<sup>一</sup>経営しているという点を認めているだけであって、構成員の交替は、もとより認められず、もし、ある構成員が、自己の持分を他人に譲渡すれば、その共同企業は、解散の余儀なきに至った。また、1人の構成員の死亡は、当然に共

同企業の解散を来し、共同企業体はその存在を続けることはできなかったのである。したがって、債権者は退社した構成員に代わって入社する者による債務の引受を認める必要はなく、共同企業体の構成員は、債権者に対して連帯無限の責任を負い、構成員の1人が共同企業体の業務の範囲内の行為から生じた債務については、構成員の全員が各自連帯して無限の責任を負わなければならなかった。

この場合、2、3名のきわめて少数の者が共同企業を営むときは、組合法の適用を受けることで満足できるが、しかし、多数の人たちが少額ずつの出資をして巨額の資本となし、事業の経営を悉く少数の理事者に一任しなければならないような組織の社団では、その構成員が連帯無限責任を負わなければならないのは、いかにも不合理である。また、この巨大の構成員を擁する共同企業体が、組合の理論に従って各構成員が常に共同して取引することを要し、かつ、訴訟当事者となることを要するのにも、実際の需要に甚だしく反していた。

そこで、法律によって明確に認められている特許会社などの型とは全く別の人格のない社団は、法律的には大きな組合であるが、しかし、第19世紀の初頭以降、特別の工夫力に富んだ法律上の方策に従い、譲渡性のある株式を発行することができる、いわゆる会社の型に近似するものであった。そして、この人格のない社団は、単なる会社契約 (deed of settlement) によって組織せられ、また、その運営は信託の形式をもって行なわれたのである<sup>1)</sup>。

1825年、泡沫法が廃止された結果として、当時用いられた会社形態の主要なものは、

1. 国王の特許状によって法人格を与えられた会社 (companies incorporated by Royal Charter)
  2. 国会の特別制定法によって法人格を与えられた会社 (companies incorporated by Special Act of Parliament)
  3. 会社契約によって設立された会社 (deed of settlement companies)
- の三つの種類のものとする事ができる<sup>2)</sup>。

注

- 1) Palmer's, *op. cit.*, p. 5.
- 2) Ditto, *ibid.*

## 2. 1844年会社法の制定

会社法制定を欲する、民間共同企業者の要望は、かような事態であったが、なかなか実現をみるに至らなかったけれども、漸く機が熟したものの如く、1844年、共同出資会社法（Joint Stock Companies Act<7 & 8 Vict, c, 110>）の制定をみて、待望久しかった民間自由の共同企業に対する法人格付与の問題も解決されるに至った。

同法が制定されたのは、時の通商産業省（Board of Trade）の大臣(minister)であったグラッドストーン（Gladstone, 1809—1898）が、その制定に率先努力した賜物であった。なお、同法は、大規模による法人格のない会社の設立を禁じ、登記によって共同出資会社（Joint Stock Company）の設立を許し、しかも、法人格を認めた、現代的意義の会社法につながる最初の立法であって、創造性に富んだ大胆な法律である<sup>1)</sup>。

なお、この立法は、当時における画期的なもので、現代の会社法にも通ずる、次の三つの根本原理を包含する点に、その顕著な特色が認められる。しかして、三つの原理とは、

1. 組合員が25名以下の私的組合および同法の下で改組することのできない1844年以前に設立された無限責任の準組合（quasi-partnership）は、法人格を有することを得ない。また、組合員の責任は必然的に無限責任であること。
2. 特許会社および制定法会社（statutory companies）は、法人格を有し、社員は、通常、責任を免かれるかもしくは持分に対して規定された額の有限責任を負うこと。
3. 1844年会社法の下に設立され登記された会社は、法人格を与えられたが、なお、社員の責任は無限責任であったこと。<sup>2)</sup>である。

1844年の共同出資会社法は共同企業の団体に法人格を認めても、それに付随

すべき最も重大な事項である社員の直接無限責任の免除は、これを認めなかったのである。それどころか、会社の債務に対する社員の責任は、社員自身の債務と同様であることを明白に規定していたのである。もっとも、社員のこの責任は、名義書換によって株式を他人に譲渡してから3年を経過すれば消滅し、かつ、債権者が債権の行使にあたっては、最初、会社財産に対して執行手続を執らなければならなかった<sup>3)</sup>。

注

1) Palmer's, op. cit., pp. 7—8.

2) Gower, op. cit., p. 45.

3) Palmer's, op. cit., pp. 7—8. Gower, op. cit., pp. 42—45.

### 3. 社員有限責任のための闘争

上述の如く、1844年会社法は、当時の有力な立法であって、現代における会社法の基本原理さえも包蔵したほど立派なものであったが、その中に含まれる幾多の事項、たとえば、暫定的および最終的登記の繁雑さなどに対しては世上屢々批難が及びせられた。しかし、完全な登記手続を執る前に仮株券を発行して、これを売買した不謹慎な会社設立の発起人たちによって、往々無視されたにも拘らず、同法は、1856年まで改正されることなく残されたのである<sup>2)</sup>。

同法が批難を受けた主な原因は、もちろん、共同企業の構成員の責任が無限責任であって、有限責任の規定を置かないことであった。殊に、1845年から1848年にかけての不況は、有限責任の規定が欠除しているため、種々困難な問題を生じ、次の10年間はこの有限責任制度を会社法に盛る果敢な運動が展開されたのである<sup>2)</sup>。

かくして、約10年後運動は見事奏効した。すなわち、1855年、有限責任法(Limited Liability Act, 1855)が制定され、一定の条件のもとで、株式を所有する会社の社員の有限責任が保証されることになったのである。その条件のうちの最も主要なものを挙げると<sup>3)</sup>,

1. 会社は、少なくとも25名の社員を擁し、その社員が少なくとも公称資本の4分の3以上を保有し、かつ、各社員は少なくとも払込資本の20パーセント

を所有すること。

2. 「有限責任」(Limited) という文言が、少なくとも会社の商号中の末尾に組み入れられなければならないこと。
3. 会社の監査役は、通商産業省 (Board of Trade) の承認を得た者であること、これである。

因みに、この有限責任法は、僅か一年足らずでその効力を失ってしまった。というのは、同法は、1856年共同出資会社法に取って代わられたのである。詳言すれば、1856年共同出資会社法は、1844年法に同法を新形式のものとして加えるとともに他の修正点をも加えた統一法としたからである。

1856年統一法は、会社法の新時代を画する初期を示すものであって、その主たる目的は、その時代の流行的主義である経済自由主義を反映することであった。すなわち、経済上の自由放任主義 (Laissez faire) は、有限責任をもって企業経営の不当に欲するすべての特権を開放したわけであったのである。

なお、有限責任法が規定したところを追記すれば、取締役は、その経営下にある会社が破産に陥ることを知りながら配当したり、あるいは社員に会社の金を貸し付けたような場合は、有限責任たり得ないとし、また、会社はその資本金の4分の3を失えば破産しなければならないことを定めた。さらに、銀行および保険会社は、同法により有限責任たることを除外されたことも付言しておこう。いずれにしても、短命であった同法ではあるが、共同出資企業の構成員が有限責任たることを定めた役割はきわめて大きいものであったと認めざるを得ないのである。

注

- 1) Gower, op. cit., p. 44.
- 2) Ditto, op. cit., pp. 44—45.
- 3) Palmer's, op. cit., p. 8.
- 4) Ditto, op. cit., pp. 8—9.

#### 4. 1862年会社法

現今、世界において一般的用語として用いられている会社 (company) とい



う名称をもって題名とした法律が制定されたのは、実に、1862年会社法 (Companies Act, 1862) にほかならない。同法は、会社に法人格を付与すると同時に、社員に有限責任を認めたものであって、たとえそれが1856年共同出資会社法が規定した原理を受け継ぐ法であるとはいえ、画期的立法である。イギリスの現代会社法の基礎は、まったく同法に依存するといっても過言ではなく、イギリスの経済発展は同法によって齎らされたものといえよう。したがって、学者はこの法律を賞めたたえ共同出資企業の大憲章 (Magna Carta of co-operative enterprise) であるとか、あるいは、また、製図の手腕ならびに編作 (立法) 上の傑作 (masterpiece of draftmanship and arrangement <legislation>) などと呼んでいる<sup>1)</sup>。

この法律は、前述の如く、1856年共同出資会社法およびその他の諸法律、とくにそのうちの1856年ないし1862年に制定された5つの法律の統一法であって<sup>2)</sup>、しかも、会社関係法の最初の一大統一法にほかならない。

この法律の内容は、従来存在する諸規定を修正した規定が多く、また、法律の本文に加えて、その付属明細表第一表A号に、会社自身が創立の際に作成すべき普通定款に代えて採用することを得る、いわゆる会社業務規定 (regulation for management) を掲げ、普通定款 (articles of association) の模範的ひな型を示していることも新鮮味がある所以である<sup>3)</sup>。

さらに、その内容について一言すれば、会社設立手続を頗る簡素化し、設立費用を低廉ならしめた。すなわち株式会社の設立のためには、7人の発起人があれば足り、これらの人々が基本定款 (memorandum of association) を作成して、これに署名して、一定の登記料を収めて登記すれば、設立証明書 (certificate of incorporation) の下付があり、これをもって会社は設立され、法人格を取得することを得た。なお、会社の社員は、基本定款にその責任が有限であるか無限であるかを明記することを要し、また、会社はその商号中の末尾に有限 (Limited) なる文言を加えなければならないことを規定した<sup>4)</sup>。かくて、同法は企業法たる役目を十分果たしたばかりではなく、現代会社法の基礎法として会社法発展の道を拓いたのである。

注

- 1) Palmer's, op. cit., p. 9.
- 2) これらの法律のうち、とくに有名なものは、Joint Stock Banking Companies Acts 1857年法および1858年法である。同法は統一法となって、株式会社として銀行を設立することが可能となったのである。
- 3) Palmer's, op. cit., p. 9.
- 4) Goitein, op. cit., p. 35.

## 5. 1900年および1907年会社法

1900年会社法 (Companies Act<63 & 64 Vict. c. 48>) は、1862年会社法制定以来1867年および1879年の2回の小改正を経てから、第3回目の改正法である。南海泡沫事件が示す如く、いつの世にもいわゆる会社の発起人と称し取締役という悪徳な人物が存在して無智の人々を偽り、会社の株式を引き受けさせて損害をかける事件が絶えず起き勝ちであったのである。一時、かかる人物が影をひそめたかに見えたが、この時代にまたぞろ現われてきたため、これを防止し、弊風を一掃しようとして制定された法が同法である。すなわち、同法は、会社設立について厳重な手続を執ることを定め、また、会社計算の調査について厳格な修正規定を定めた。イギリス会社法は、この時代から主務官庁の監督を厳しくするとともに、裁判所が干渉する事項を多くして、国家干渉主義を採用したことに注目すべきであろう。

次に、1907年会社法 (Companies Act<7 Edw. 7, c. 50>) も亦、1900年会社法と同様に、国家干渉主義を貫いたのである。すなわち、同法は、1900年法がまったく規定しなかった訳ではなかったが徹底しなかった憾みがあった点である。発起人・取締役たちが、ともすると背任・横領などの背信行為を犯す虞れがあるのを防止する策を強化して、一層の国家干渉主義を採用した。これがため、会社の重要事項について開示 (disclosure)<sup>1)</sup>を求め、株主・債権者その他会社と取引をする者のために会社の内部事情を知らせる方法を図った。それと同時に、いわゆる私会社 (private company)<sup>2)</sup>の制度を認め、建設利息の支払を規定し、外国会社の取締役規定を設け、また、会社の整理 (arrangement) の

理念を解散（winding-up）の場合以外にも認めるなど、幾多重要事項について法の規整を行なったのである<sup>3)</sup>。

注

- 1) 公示主義の原則は、この時代に、同法によって強調され出したのであるが、その後、会社法が改正される度毎にそれが強く打ち出されて今日に及んでいる。
- 2) 私会社は、1907年にはじめて制度化され、その翌年の会社統一法（Companies<Consolidation>Act, 1908）により、さらに整備された。この制度が世上大いに歓迎された所以は、前述の公示主義との関連による。
- 3) 花岡敏夫、英国新会社法論、大正3年、60—64ページ。

## 6. 1908年会社統一法

1908年会社統一法（Companies<Consolidation>Act<8 Edw. 7, c. 69>）は、前年の改正法その他の法律を統一して、1908年12月31日公布され、翌1909年4月1日から施行された。

すでに述べた如く、1862年の会社統一法が、それまでの会社に関する諸法律の統一法として進歩的でよく整理された頗る好評な法律であったが、なお、その後の1862年から1908年の間は、近代的会社法の試練期であった。すなわち、1862年統一法制定以後において、幾多の会社法関係の法律が別々に制定され、さらに、また、それらの法律を統一する必要に迫られて、ここに第2回の会社統一法の制定をみるに至った訳である。

第19世紀の末葉、会社法の最も弱点とするところは、会社設立に関する目論見書（prospectus）に不実の記載をする場合に、その責任のいかんを取り扱う措置について十分の規定がないことであった。たとえば、Derry, v. Peck [1889] 14 App. 337事件判決に示されているように、取締役たちが、それが不実であることを知りながら、不注意にも目録見書に記載して、他人に損害を被らしめたとき、もし、取締役たちが正直であって、詐欺を行なう意思をもってこれを行なわない限り、責任を負わないといった点に存したのである。この不幸な判決は、1890年、取締役責任法（Directors Liability Act, 1890）および同年の会社法によって修正補足されたが、それでも、なお、不正の目論見書の発

行を防止することができなかった。そこで、1906年に発行されたローアーバーン委員会 (Loreburn Committee) の勧告に従って作成した草案で、1907年に議会通过した法律が前述の1907年会社法である。この会社法は、前項で述べた如く、種々重要事項を定めた規定を収めていたが、この法律はもとより、その他、1862年から1907年までの間に制定公布された会社関係の諸法律を統一して一大法典としたものが、この第2次会社統一法である<sup>1)</sup>。

この1908年会社統一法において、会社改造の最高潮に達した顕著な点は Loreburn Report の勧告に従って、1907年会社法にはじめて定められた、私会社の制度をさらに拡大して、この私会社に限り、年次報告書 (annual return) の中に、貸借対照表 (balance-sheet) を含ませる必要のないことを規定したことである。

なお、1908年会社統一法にみられる、それ以外の一般的傾向は、目論見書にみられる諸条件を整備したこと、また、計算書類の公表ならびに担保権の登記に関する規定を従前にくらべて一層強化したことである<sup>2)</sup>。

さらに、1908年の会社立法は、将来の会社法改正に対して模範的な一つの型を示したことを挙げよう。すなわち、それは、通商産業大臣 (Minister of Board of Trade) が、今後の会社法改正に望ましいことや、必要なことを報告することのできる著名な学者ならびに練達の士をもって組織する会社法改正委員会を構成せしめ、この委員会をして慎重審議検討させた事項を勧告の形式で報告させ次の改正の機会に採択する方法を教示したことである。議会は、同委員会が提起した勧告を尊重して改正法に採り入れ、ここに完全な新法を制定することを得るという慣例は、その後長く続けられたのである<sup>3)</sup>。重ねていうが1908年会社統一法は、正にその第1号として、廃止すべき事項は容赦なく捨て、また、新たに採り入れるべき事項は躊躇することなく採用して、見事な一大法典として生誕したのである<sup>4)</sup>。

注

1) Palmer's, op. cit., p. 10.

2) Ditto, ibid.

3) 委員会は、委員長名をもって表示されるのが普通のようなものである。すなわち、最初組織されたのが Loreburn Committee である。1929年改正法の委員会は、Greene Committee, 1948年改

正法のときは、Cohen Committee と続き、1967年改正法のときは、Jenkins Committee であった。しかし、Jenkins Committee の勧告は1967年法にその一部が採用されたのみで、その後改正がもたついていることは後で述べる。

4) Palmer's, op. cit., p. 10.

## 7. 1929年会社法

この法律は、1926年、グリーン委員会 (Greene Committee) の報告にかかる勧告に従って制定公布されたものである。すなわち、議会は、同委員会の勧告を全面的に採用して、1928年の会社法改正の際にこれを取り入れ、翌1929年、前の会社法を統一して、ここに1929年会社法として制定公布したのである。

グリーン委員会は、会社法改正に対して頗る慎重な態度をとったことは、委員会が研究協議をこらした数多くの議題によっても示されている。たとえば、総合計算書、公募会社の子会社としての私会社および株式の行商 (share-hawking) などについて、即時に廃止変更というよりは、むしろ、漸進的改良を加うべきことを勧奨していることをもってしてもわかる。それにも拘らず、1929年会社法改正は、会社法の現代化にいかに関与したか、知る人ぞ知るところである。

同法が改正を企図した顕著な点を挙げると、持株会社 (holding company) と子会社 (subsidiary company) との間の一群の会社間に存在する特殊な関係を認識したことである。子会社の損益計算 (profit and loss account) が持株会社の計算中にどのように扱われるかを詳細に示した書類を、持株会社の貸借対照表に添付すべきことを命じた点である。また、その他の重要な改正点は、償還優先株式 (redeemable preference shares) を許容したことである。さらに、改正点の主要なものを挙げると、会社の計算書、株式の売出の募集 (offers for sale); ある種類の株式を所有する株主の権利を変更する場合において、その株主の少数株主権の保護、株主総会の特別決議をなすための手続の簡易化および会社の解散に関する手続の整備などである<sup>1)</sup>。

注

1) Palmer's, op. cit., pp. 10—11.

## 8. 1948年会社法

この法律は、1948年6月30日に交付され、その翌日7月1日から施行された現行会社法である。しかも、これは会社統一法たる一大法典である。この法律の基礎をなすものは、1945年に公刊されたコーヘン報告書（Cohen Report）である。同法にその報告事項の大部分は採用され、1947年会社法として議会を通過した。しかして、この1947年法は、1929年法を統合した法律であるが、1948年会社法は、1947年会社法およびその他の会社法関係の諸法律をすべて統一した、いわゆる会社法統一法としての性格をもつ大法典である<sup>1)</sup>。

Cohen Committee によって示唆された会社法改革案は、非常に決意の堅い、遠大な理想を抱くものであったが、それに基盤を置く1948年会社法は、世界中の会社法立法として最高水準にあるものであって、現代的かつ進歩的会社法である。

Cohen Committee の報告書のうちに、会社法改造の目的は二重であったと述べている。すなわち、第一の目的は、能率的で、かつ、真面目な態度で企業経営にあたる企業家に対して不合理な拘束を強いている場合は、これを除去し、株主および会社に利害関係を有する第三者または一般公衆に対して役立つ、合理的に求められる多くの情報を確実に伝えることにある。次に、第二の目的は、株主が会社経営の内容を総括的に把握出来易くするため、より一層有効になし得る可能な手段を見出すためであるといっている<sup>2)</sup>。

この二重の目的を達成しようとする観点に立った、1948年改正会社法の特に目立つ特徴は、会社が公共的責務を帯びていることを強く主張している点である。また、貸借対照表を隠秘する重要な特権は、免除私会社（*exempt private company*）に対してのみ付与され、その他の通常私会社（*non-exempt or ordinary private company*）は、他の公募会社（*public company*）と同様に、貸借対照表は公示の原則に従わなければならないことである。また、一般的に認められた会計原則は、制定法上の効果が付与されて、貸借対照表および損益計算書作成の準備の際にも適用されなければならないこと、および、総合計算書は関係会社間に要求されることである。また、監査役に対しては、原則として専

門的地位が要求され、その地位が独立している反面において、取締役の地位が強化されたことである。さらに、少数株主を保護して少数株主権を拡張したこと、および、会社の事情調査を命ずる通商産業省の権限を拡張したことである。さらに、また、任期終了前の取締役を解任することが、取締役と会社との契約を破棄もしくは定款違反となっても、株主総会に対して解任することができる権限を付与したことである。もっとも、この場合、解任された取締役に対して、職務罷免に基づくもしくは契約違反による損害賠償請求権を認めており、かつ、これらの制定法上の規定は、定款または契約によっても廃止できないことを定めている<sup>3)</sup>。

注

1) Palmer's, op. cit., p. 11.

2) Ditto, ibid.

3) Ditto, ibid.

## 9. 1967年会社法

本法は、1967年7月27日、エリザベス女王の裁可を得た法律であって、1962年、通商産業大臣に提出された、会社法改正委員会たるジェンキンズ委員会 (Jenkins Committee) の報告書による勧告を、まず、最初の一段階として採用した立法である<sup>1)</sup>。

ジェンキンズ委員会は、現行の会社法は、大体において支障なく実施されていることを認めている結果として、会社自身による情報の開示に関する例外を除いて、1948年会社法に対する大改革を求める勧告をしていないのである。

とはいうものの、前述の会社内部の情報の開示 (disclosure) については大幅にこれを要求するのみならず、その他についても、種々新しい改革を試み、可成りの改正を施して、1967年法をしてともするとイギリス産業界の沈滞気味に対する清涼剤たらしめんと企てている。改正法たる1967年会社法は、たとえば、免除私会社 (exempt private company) を廃止して、すべての有限責任会社 (limited company) に対して計算の明確化を強く要求する。この反面、計算の明確化を要求されない無限責任会社 (unlimited company) へ、登記換えの権

限を認めている。のみならず、この会社の計算についても開示すべきことを要するものとしている。また、取締役の報告書 (directors' report)<sup>2)</sup>を最も重要な報告書の一つとした。さらに、取締役について重要な規定としては、取締役の会社に対する利害関係を明確にして、これに開示の義務を課したことである。そして、取締役にある一定の事実上の株式所有の義務を課し、かつ、これを開示すべきことを規定した。

通商産業省は、干渉主義を拡大して、無責任な新設会社の設立を抑制するため、会社能力 (power of company) を調査する権限をさらに強化し、会社登記料を実質的に値上げした。

ここに、特筆大書すべきことは、以上改正点を種々列挙したけれども、改正法規定の130個条中その大半を削いで、保険会社(同法58—108条)、組合(同法119—122条)および金貸業(同法123—125条)に関する特別の規定に費したことである。保険会社については、世界に冠たるイギリス保険業界には1964年から1965年の二か年に涉って相次いで不祥事件が発生したので、これを喰い止めるための急遽としての改正である。また、組合については、従来銀行業を営なむために組合を組織するには10人以下の組合員に限られたのが20人以下と変わったことおよびその他の改正であり、金貸業については、これが往々にして銀行業と混同されて問題を惹起したので、真正に銀行業を営なむ者として、1900年ないし1927年金貸業法の目的に従って、取り扱われる者は、通商産業省発行の証明書を所有することが確証 (conclusive) となることなどを規定している<sup>3)</sup>。

注

- 1) 従来の委員会の報告書は、改正法の立法にあたって全面的にその勧告が採用されたのである。すなわち、前述の如く、Loreburn Committeeの1908年法、Greene Committeeの1929年法およびCohen Committeeの1948年法の立法の際は、その勧告が全面的に採用されたのである。しかし、今回の改正にはそうではなくて、その一部が第一段階の改正として採用されたに過ぎない。その後はどうであるか、次項で述べることとしよう。
- 2) 取締役の報告書 (director's report) とは、主法 (principal, Act) たる1948年、会社法第157条第1項により、株主総会において会社に提出される会社の貸借対照表に添付されるべき会社の取締役による報告書をいう (同法15条)。
- 3) Palmer's, op. cit., p. 12. なお、1967年改正法に関する文献は数種類あるが、とくに、参照したものは、J. A. Franks, The Companies Act, 1967, T. M. Wedderburn, The Companies



Act 1967, である。

## 10. 会社に影響を与えた諸立法

会社は、会社法によって規律されることは勿論であるが、会社法以外の他の一般商事現象を規制する諸法の影響を蒙り、直接または間接に支配されることが多いのである。したがって、これらの諸法は、会社法と違った立場で、実際の会社運営に対して特別の意義をもつことは言を俟たない。よって、ここに会社法発展史を述べるにあたり、1948年会社法制定以降現在までに制定されたもののうち主なものを挙げよう<sup>1)</sup>。これらの法は会社法と表裏一体となり、会社発達の一翼を担った法であるが、たとえば、財政法の如く、従来、会社が税金については、それほど神経を悩ます必要がなかったにも拘らず、爾後、税金が会社の一大関心事となって、担税力の軽重を問われることとなった法もある。

1. (投資)詐欺防止法 (Prevention of Fraud(Investmensts)Act, 1958) この法は、他にも種々の規定を置いているが、就中株式の行商、流通証券販売の勧誘方法あるいは投資もしくは金貸しなどについて詐欺防止を規定している。

2. 貸借(管理および保証)法 (Borrowing(Control and Guarantee)Act, 1947) この法は、会社が資金を得るために、株式もしくは社債の発行またはその他の方式の証券を発行する場合、大蔵大臣の認可を受くべきことを規定した法である。

3. 為替管理法 (Exchange Control Act, 1947) この法律は、英貨の保護を目的とし、一定の地域外の人々に対して証券を発行するか、もしくは、移転する場合において、これを調節する役目をもち、また、外国の子会社を調整するなどの使命を有する。

3. 貿易実務制限法 (Restrictive Trade Practices Act, 1956) 再販価格について条件の共同強制に対する禁止から免れるため、会社が生きんがための相互連結により合併を奨励する法である。

4. 独占および合同法 (Monopolies and Mergers Act, 1965) この法律は、前記の法律に反して、会社合同の公の支配の原理を導入し、また、独占的地位が

確立されるかもしくは合同資本が5万ポンドを超えるような場合においては特にこれを警戒する。

4. 財政法 (Finance Act, 1965) 会社の税金は個人および組合の税金とはまったく違った基礎の上に置かれ、かつ、法人税 (corporation tax) を導入するとともに閉鎖会社 (close company)<sup>2)</sup> の概念を定めたのは、この法である。

注

1) Palmer's, op. cit., pp. 12—13.

2) 閉鎖会社 (close company) というのは、1965年財政法第4部に規定された、5人以下の会社関係者もしくは取締役が関係者として会社を支配する法人税を負担する法人の一つの型であって家族会社 (family company) はこれにあたる。この会社に対しては、ある程度税金を緩和して能率を挙げさせようとしているのである (Palmer's, op. cit., pp. 860—862)。

## 11. 会社立法の混迷期

1967年会社法は、上述した如く、ジェンキンス委員会報告書による勧告の一部を採用し、なお、これに加えて保険会社などの必要に迫られた改正を急遽企図した立法である。したがって、次期改正の近きにあることを予定して、1948年法との統合を行わず、ただ、1948年法を主法 (principal Act) とし、新法たる1967年法が主法と一体的関係にあることを示しているに過ぎない。

しかしながら、その後の改正作業は意外に手間取り、今年に及んでも、未だ改正法の実現を見るに至らない。それは、一つにはジェンキンス委員会設置の目的の一つであった、株式公開買付 (take-over bid) の規制が、1969年4月28日ロンドン市審査委員会 (City Panel) によって民間自主規制 (City Code) として作成され、それにジェンキンス委員会の勧告が可成り多く採り入れられて目的を達成したことと、いま一つには、1970年に労働党内閣から保守党内閣へ、また、1974年には保守党内閣から労働党内閣へと政権が転々交代したことによるものと思われる。

このような次第で、目下のところ、イギリス会社法は改正の機運に向ってはいないものの、いつ実現されるか不明であり、いまは、いわば会社法立法の混迷期ともいふべきときであろう。

この時期において、会社立法がどんな経過を辿っており、会社法発展の歴史がいかなる方向へ展開されつつあるか、を見てゆこう。

1967年8月成立の会社法に気を好くした政府は、ジェンキンス委員会の勧告の残りの部分を盛り込んだ2回目の会社法改正案を翌68年中にも議会に提出しようとする意向であったが、いろいろな都合で遅れ、漸く1972年7月、保守党政府は議会に内部者取引 (insider trading) の規制を主軸とする会社法改正案を検討中である旨を公表し、朝野の意見を徴した後、1973年7月、会社法改正白書 (Company Law Reform) を議会へ提出する運びとなった。時將に、ジェンキンス委員会の報告書が公表されてから10年の星霜を経ており、その間の社会情勢の著しい変化と経済界の激しい変動とは、勧告の残りの部分をその儘法案に織り込むには余りにも距りがあった。したがって、法案として採り上げられるべき事項は少なく、また、修正を受けて採り上げられ、前記の内部者取引、預入行為 (ware housing)、株式名義人保有 (nominee holdings) および財務諸表書類の届出期間の短縮など、まったく新しい規制または旧法の規定を大きく強化した条項が前面にクローズ・アップされた。そして、たとえば、勧告の中に注目された無額面株式の導入は、株式の評価が普及した今日においては、その意義を失ったものとして、敢えて採り上げることをしなかった。また、改正法案中には組み入れなかったが、今後の検討課題として、EECの進展に伴い、出現すべきヨーロッパ会社法 (European Company Law) との調和、会社の公共的責任、従業員関係、二本建て取締役会制度および機関株主などを挙げた。

この白書を基礎にして、政府は1973年の12月19日、会社法改正法案 (Companies Bill, 1973) を発表して議会に提出した。議会においては直ちに審議に付し、この法案は遅くも1974年8月までには成立する見込であったが、同年2月末の総選挙で労働党が保守党に圧勝した。政権担当の労働党通商産業省次官は、3月25日、下院 (House of Commons) において、「この法案は、株主と債権者との利益を中心に立案されていて、従業員や社会に対する会社の公共的責任を重視してはいない。よって、今会期中には提出しない。」と言明して、法案の修

正を予告し、5月29日、二本建て取締役会および会社委員会設置などを含む労働党政府による社会と会社（The Community and the Company）という表題の、いわゆる緑書（Green Paper）を公表して、会社法改正の基本的構想を天下に示した。

この緑書によれば、前述の二本建て取締役会（Two tier Board Structure）および会社委員会（Companies Commission）のほか、内部者取引の規制ならびに開示主義を一層強化するなど、その改正法が志向する内容は広く、かつ、多岐に涉っており、ここに一概に述べることは避けたい。ただ、一言付け加えれば、社会主義ならずとも、社会主義的会社法の色彩が強いものと見てよいと思う。今後、なお、この緑書に十分の検討と吟味とが加えられ、これを基礎として会社法改正法案が立案され、議会の審議を経て、会社法改正法が誕生する訳であるが、それがいつになるか、海と陸とも遠く離れたイギリスの事情は、運輸通信機関が発達した今日と雖も、疎いものと言わざるを得ない。

#### 参考文献

The Community and the Company, Companies in 1973. 証券, 49年6月号, 中村氏, イギリス会社法改正の方向。

### §3 会社法判例法と会社法の今後の課題

#### 1. 判例法の地位と役割

ここに、改めて言及するまでもなく、イギリスは不文法主義を採る国柄であるから、判例法その他の慣習法が、まず、第一位に置かれ、制定法はそれを集大成するか、あるいは補うために制定されるのである。したがって、会社法についても同様であって、いままで述べてきた会社法発展史は、制定法を中心に進めてきたのであるが、慣習法、とくに会社法に関する判例法を忘れることは許されない。

会社法としての制定法が、順次、年代を経て、発達してきたのも、その間に判例法があって、制定法を助長し、その改正を促進してきたのである。つまり、ひとたび制定された成文法は、いつまでも完全な法であるとはいえず、ま

た、制定法だけで会社に生起する諸般の事項を悉く規整できる訳ではない。そこで、判例法が先に立ち、制定法をリードして、会社法制定法を完全なものとして、会社万般の事柄を遺憾なく規制して行くという筋書である。したがって、もし、第19世紀を通じ今日に至る会社法の主な発展が、判例法を忘れ完全に制定法によってきたものであるという印象を与えたとすれば、それは全く述べ方の拙劣による誤解にほかならない。敢えて再言すれば、イギリスにおいては、会社に関する制定法に先位して、裁判所が、会社法および会社関係の諸法の首尾一貫した振幅の豊かな組織と体系とを発展させたといっても過言ではなく、会社法上の基本的にして、かつ、有益な諸原則の大抵のものは、制定法の援助を受けることなく、裁判所が、これを法廷で創作した。そして、裁判所の判決は、顕著な事例を編み出し、次の立法の際にはこれを採り入れ、これが法律から取り除かれ抹消されたということは全然ない<sup>1)</sup>。しかし、また、会社制定法に基づいて形成される判例法もあって、イギリス会社企業の発展は、制定法たる諸会社法規と判例法とが、あざなえる繩の如く、一本となって促進助長してきた賜物である。

要するに、現代におけるイギリス会社法の法源は、制定法たる会社法および会社関係の諸立法と、制定法によって廃止または変更されない判例法ならびに会社法に基づいて形成された判例法とである。

注

1) Palmer's, *op. cit.*, p. 13 et seq.

## 2. 当面する課題

すでに見てきた如く、イギリス会社法の1967年法は、Jenkins Committeeの勧告を容れ、その第1段階としての改正に踏み切り、いちおう成功したが、これは、1948年法と共に、労働党内閣の時の改正であって、その内容はイデオロギー (ideology) を抜きにした、むしろ技術的なものであった。ところが、その後を受け、やや遅れて1973年、保守党内閣が提出した会社法改正法案 (Companies Bill) は、会社法内部に存在する種々の弊害を除去して私企業の

力を抑制しようとしたが、業半ばにして再び労働党内閣に代わり、該法案は成立しなかったことは前述の如くである。そして、法案に対する批判として、現行会社法およびそれに次ぐ法案は、株主および会社債権者の利益の保護に主眼がおかれ、公共の利益および会社従業員の利益については余り考慮が払われていない。この双方に対して配慮すべきであり、結局、会社法の抜本的改革の必要性を認識していなかった、という。また、法案は、依然として広い領域に涉ってシティ（City）の自主規制に依存している、とも批難された。そこで、労働党内閣は緑書（Green Paper）を発表して、企業の社会的責任を明らかにするのみならず、二本建て取締役会および会社委員会の設置などの構想を示したが、そうすると、相対立する保守と革新とのイデオロギーの相違がどのように調整されて、新会社法改正案が生誕するか、興味深いものがある。

次に、周知の通り、ヨーロッパ共同体は、超国家企業たるヨーロッパ会社の創設を目ざして、1970年6月24日同委員会によるヨーロッパ会社法（European Company Law）の法案の採択がなされ、1970年6月30日閣僚理事会に提出された。いずれは、近い将来、同法が制定され、ヨーロッパ会社（European Company, Societas Europea）が共同体加盟国に陸続として出現するであろう。同法案の作成にあたっては、国家的解決によるか、あるいは共同体的解決によるか、の討議がなされた末、共同体法としてのヨーロッパ会社法案の作成をするという基本方針の決定に基づいて行なわれたものであるから、この法とイギリス会社法との噛み合せについては、さほどの問題はないにしても、まったく相反する如き規定は加盟国の手前できない。矢張り、その調和（harmonization）を考慮に入れなければならないのではあるまいか。

これは、会社法自体の問題ではないが、最近、イギリスにおいても税金の攻勢が強くなり、会社も例外ではない。逐年税金の負担が加重されつつあり、会社の税金（taxation of companies）問題は、軽々に付されないと思う。会社に対する税金については、もとより、会社法が干渉するところではなく、財政法（Finance Act）である。しかし、会社法当面の間接的課題としての法人税（corporation tax）をどうするか、については、一考を要すべきである。

なお、これまた、単にイギリス会社法だけの問題ではなくて、世界を通じての問題であるが、近時、会社の合同・集中が目ざましく、独占ないし寡占の傾向が強くなり、したがって、会社の構造上変革をもたらしつつあって、会社法の領域内にも変革が波及している現況である。などと数え上げれば、会社法内外に生起している当面の課題は多く、多事多端といわなければならない。

### む す び

以上は、イギリス会社法発展の歴史の全く文字通りの大略である。そして、得た結論は次の如くである。すなわち、中世の企業家が体験的に得た企業形態は、いわゆる会社組織であり、さらに、特許会社に刺戟されて、只管会社制度を待望したが、第19世紀前半期までには立法家は用心深く、これを認めようとはしなかった。ただ、僅かに登記によって会社に法人格を付与したが、有限責任を認めたのは実に1856年共同出資会社法立法の時である。爾来、会社法立法には幾変遷を経た。その変遷の都度、会社の負うべき責任が明らかにされ、かつ、厳規をもって臨まれ、会社に対する国家干渉が漸次加重されたことが分るのである。イギリス会社法の華とされ、典型的会社立法がなされたのは、1948年であるが、それまでに100年の年月を閲しており、「ローマは1日にしては成らない」ことが立証される。技術か、イデオロギーか、の分水嶺に立った1967年立法後、今後イギリス会社立法はどのように変革して出現するか見ものであろう。ともあれ、会社立法により、イギリス産業は支えられ、経済発展を遂げ行く道行は、他山の石として傍観できない世界の国々、わけてもわが国は、これに対処してわが国会社法をいかに考えるべきであるか、悔いなき熟慮を払うべきことを念じたい。